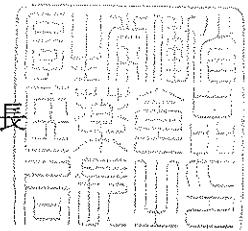


薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造(輸入)承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造(輸入)承認基準」(以下「新指定医薬部外品基準」という。)のうち、「あせも・ただれ用剤製造(輸入)承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造(輸入)承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造(輸入)承認基準」、「カルシウム剤製造(輸入)承認基準」、「のど清涼剤製造(輸入)承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造(輸入)承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造(輸入)承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造(輸入)承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

(2) 浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造(輸入)承認基準等について」の別紙「浴用剤製造(輸入)承認基準」(以下「浴用剤基準」という。)によること。

なお、浴用剤基準において、「製造(輸入)承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

(2) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

(3) 浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

(4) 上記(2)及び(3)に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロヘキサン-1-イル・メタクリル 酸=6-シノ-5-ノナン-2-イル・メタクリル酸=2-(6-シノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1]オクタノン-2-オキシエチルオキシ)-2-オキサトリシクロ[4.2.1]オクタノン-3-ヒドロキシトリシクロ[3.3.1]オクタノン-1-イソメタクリル酸=1-メチル-1-(トリシクロ[3.3.1]オクタノン-1-	9-2558
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシ)エチル(トリメチルアンモニウム=クロリド共重合物)	9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イル	8-(4)-1818
20085	メタクリル酸・メタクリル酸=2-(エチルオキセタン-3-イル)メチル・メタクリル酸=2-ヒドロキシエタノラビド・メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル	9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベニシル共重合物のメタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=トリシリクロ[5, 3-エボキシプロピル付加物]メタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル共重合物のメタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル共重合物のメタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2563
20089	メタクリル酸ヒニル	2-(6)-1877
20090	メタンスルボン酸=(3R)-3-メチルアセチジン-1, 2-ジカルボン酸=1-ベンジル=2-hexyl-ブチル	2-(6)-1878
20091	(3S)-3-メチルアセチジン-1, 2-ジカルボン酸=1-ベンジル	8-(1)-3638
20092	2-[2-メチルウンデカノン-1-イリデン]アミノ]安息香酸メチル	4-(7)-2355
20093	4-メチル-2-(トリシクロ[3.3.1]オクタノン-2-オキシ)エチル	7-(2)-274
20094	trans-4-(4-メチルブニル)-trans-4-(ベンタ-3-エニル)-trans-1-(イソブチリル)-1, 1, 1-トリシクロ[3.3.1]オクタノン-1-イソブチリル	7-(3)-3633
20095	trans-4-メチル-trans-4-(ベンタ-3-エニル)-1, 1, 1-トリシクロ[3.3.1]オクタノン-1-イソブチリル	7-(3)-364
20096	6-メチル-2-(4-メチルシクロヘキサン-3-エニル)-1-イル	3-(4)-690
20097	2-メチル-2-(2-メチルシクロヘキサン-3-エニル)-1-イル	10-2673
20098	アミノブロピル(メトキシ)シランジル/オキシ(メトキシ)(ブロピル)シランジル	8-(2)-2342
20099	1-[1-(3-メチルビペラジン-2-イル)-3-(メチルメチル)]-2-(2-メチルシクロヘキサン-3-エニル)-1-イル	7-(2)-275
20100	フェノール	7-(3)-865
20101	4-メトキシ-4'-ブロピルビフェニル	7-(3)-866
20102	4-ヨードアミニン	4-(2)-879
20103	N-(4-ヨードブフェニル)ビリミジン-2-アミン	8-(2)-2343
20104	リチウムビス(フルオロスルホニル)アミド	1-(3)-386
20105	【両末端にイソシアナト基を有する(2', 2'-オキシジエタノールヒドロキシロ[2', 2', 1']ヘプタン-2, 5'(又は2', 6')-ジメチル直付加物】のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサノ-6-ブロトジ付加物	10-2674
20106	リシン酸タンクステン酸ジカルボニウム	1-(3)-387

○厚生労働省告示第111面11卯
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五項の規定に基いて、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次のよう改定し、平成二十一年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたおやわ・ただれ用剤、いのぬ・たゞ用剤、かみつも・あれ用剤、カルシウム剤・喉清涼剤、ピタミン含有保健剤、ひび・あかがれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認につづて、なお從前の例による。

平成二十一年六月一日十七日

第七号の次に次の八項を加える。

八 あせも・ただれ用剤(あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤又は軟膏剤の類型のもの)

イ 有効成分の種類

口 含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

イ (1) 別表第九のII又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

ロ (2) 別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

イ (3) 別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。

ロ (4) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルロチノ酸-1カロウム及びグリチルベンゾ酸は、同時に配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

イ (1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分小小じに記載された同一表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

ロ (2) 別表第九の一に掲げる有効成分を「一種配合する場合」は、当該有効成分小小じに記載する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

イ (3) 別表第九の一に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分小小じにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。

ロ (4) 別表第九のIIからIVまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分小小じにそれぞれ同一表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

イ (1) 効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止である。

ロ (2) うおのめ・たこ用剤(うおのめ・たこの改善を目的として製造された鮮創膏の類型のもの)

ハ 有効成分の種類

イ (1) 有効成分の種類は、サリチル酸とする。

ロ (2) 有効成分の分量

ハ 有効成分の分量は、サリチル酸小小じ10ベーゼルムルの範囲とする。

イ (1) 効能及び効果の範囲は、「うおのめ・たこ」とする。

ロ (2) うおのめ・たこ用剤(手足のかゆつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の類型のもの)

ハ 有効成分の種類

イ (1) 有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ (2) 有効成分の配合割合

イ (1) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

八 有効成分の分量

別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有效成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

九 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤又は内用液剤の剤型のもの)

十 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十一 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

十三 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

イ ビタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

十四 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・

喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない

場合には、たんを効能及び効果としない。

イ ピタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、

十五 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない

場合には、たんを効能及び効果としない。

イ ピタミン含有保健剤(滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、

颗粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

十六 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十七 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十八 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十九 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

二十 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

(5) 別表第十四の I の A 項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二)(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」という。には、同表の I の B 項、III の A 項、C 項、D 項若しくは E 項、V 又は VI に掲げる有効成分を配合してはならない。

八 有効成分の分量
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

(1) メンフール主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
 (2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び難れどする。

(3) 別表第十四のⅢのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(ビタミンA・E主剤製剤)の效能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和

十五 する。
浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
（有効性アツフ重視）

有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。

(1) 表第十五の(1)に掲げる有効成分は含有されなければならない。

(3) 有効成分の分量
表第十五の上に掲げる有効成分の二種は、二十五ノーテンシード由來のオルニチンで、有効成分の分量

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲に掲げる量とする。

效能及び効果 効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神經痛、湿しん、しづか。

ヨリウマチ 涙失回復 して あがきよ
腰痛 冷え症 対応 する

別表第九	區分	有効成分子名	最大濃度
------	----	--------	------

区分	有効成分名				最大濃度
	IV	III	II	I	
B項	A項				
トコフェロール	ビタミンA油 酢酸トコフェロール	d-カンフル dl-カンフル	イソプロピルメチルフェノール フェノイル	カラミン 酸化亜鉛	五〇% 五〇%
					〇・一% 二%
					一% 一%
					二五〇〇国際単位バーグラム
					〇・五% 〇・五%

効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神經痛、湿しん、しづけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきび

とする。
別表第八の次に次の七表を加える。

区 分	有 效 成 分 名	最 大 浓 度
-----	-----------	---------

カラミン	硫酸 鉛	五〇%
------	---------	-----

	II
フェノール	イソプロピルメチルフェノール

三

IV	A項 ビタミンA油 <small>3頁 作成トコフェロートレ</small>	一五〇〇国際単位バーグラム 0.5%
----	--	-----------------------

日本語の文法書でよく見られる「主語」、「動詞」、「述語」、「助詞」などの用語は、必ずしも日本語固有のものではなく、他の言語でも似たような用語が使われている。たとえば、英語では「Subject」、「Verb」、「Object」、「Adverb」などと呼ばれる言語要素が、日本語でも同様の名前で呼ばれている。

別表第十

別表第十		C 項 エルゴカルシフェロール 1000國際單位パーグラム	
		D 項 パンテノール 一%	E 項 グルタミン酸 一%
V	A 項 クロタミトン 五%	B 項 アラントイン 一・五%	C 項 イクタモール 一・五%
(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。	グリチルリチン酸二カリウム グリチルレチン酸	グリチルリチン酸 一・五%	○・五%
区分	有 効 成 分 名	最 大 濃 度 (%)	
I	尿 素	一〇	
II	d-カンフル	一	
III	dl-カンフル	一	
IV	酢酸トコフェロール トコフェロール	〇〇・五	〇・五
	グリチルリチン酸二カリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム グリチルレチン酸		

(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。

別表第十二

X	IX				VII	VI				IV		VIII
A項	D項	C項	B項	A項			V	B項	A項	B項		
ウレアスパラギン酸マグネシウム	L-アスパラギン酸	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム	二コチニ酸アミド	アスコルビン酸	塩酸ヒドロキソコバラミン	強肝油	酢酸レチノール	肝油	リシン酸ピリドキサール	塩酸ピリドキシン
二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇ug	五〇〇ug	三〇〇mg	六〇mg	五〇〇mg	六〇ug	一〇〇mg	コハク酸d-α-トコフェロール	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg
一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	一一五mg	コレカルシフェロール	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位
一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇ug	一〇〇ug	五mg	五mg	五〇mg	六〇ug	一〇〇mg	コハク酸d-α-トコフェロール	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位
				五mg	五mg	五〇mg	六〇ug	一〇〇mg	コハク酸d-α-トコフェロール	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位
				一一二mg	一一二mg	一一二mg	一一二mg	一一二mg	コハク酸d-α-トコフェロール	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位	一一〇〇国際単位

H項	G項	F項	E項	D項	C項	B項						
グルクロン酸アミド	グルクロノラクトン	グルコン酸鉄アンモニウム	ガムマ-オリザノール	オロチニ酸コリン	L-シスチジン	ウルソデオキシコール酸	七五mg	八〇mg	六〇mg	六〇mg	五〇mg	四〇〇mg
一〇〇〇〇mg	一〇〇〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg
二〇〇mg	二〇〇mg	一mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇mg	二〇〇mg

卷

1 振動内の量は一回最大分量である。

エキスの場合	七五〇 mg	エキスの場合	七五〇 mg
粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	一〇 mg
エキスの場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
エキスの場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
エキスの場合	二五〇 mg	エキスの場合	二五〇 mg
粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五 mg
エキスの場合	三 g	エキスの場合	〇・三 g
粉末の場合	一・五 g	粉末の場合	四〇〇 mg
エキスの場合	四〇〇 mg	エキスの場合	五五〇 mg
粉末の場合	一〇〇 mg	粉末の場合	五五〇 mg
エキスの場合	七五〇 mg	エキスの場合	七五 mg
粉末の場合	三一・五 mg	粉末の場合	三 mg
粉末の場合	一〇〇 mg	エキスの場合	一〇 mg
エキスの場合	一〇 g	エキスの場合	一・〇 g
粉末の場合	三 g	粉末の場合	〇・三 g
エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
粉末の場合	五〇 mg	エキスの場合	五 mg
エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
リュウガンニク		トチュウ	
ローヤルゼリー		ニクジュコウ	
ムイラブアマ		二ンジン	
モッコウ		ニンニク	
ヤクチ		ブクリヨウ	
ヨクイニン		チヨウジ	
トウキ		チンビ	
トシシ		タイスウ	

2 硝酸チスチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。

3 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一日最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。

4 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びベンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。

5 塩酸フルスルチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

6 フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、フラビンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。

7 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

8 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。

9 エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。

10 コハク酸d₁-α-コフェロールカルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸d₁-α-コフェロールに換算した量である。

E項	D項	C項	B項	A項	III		II		I		区分
					B項	A項	B項	A項	有効成分名		
エルゴカルシフェロール	ジバルチミン酸ビリドキシン	リボフラビン	酢酸トコフェロール	ビタミンA油 パルチミン酸レチノール	酢酸レチノール	dl-メントール	dl-カンフル	ルイソプロビルメチルフェノール	液グルコン酸クロルヘキシジン	塩酸クロルヘキシジン	有効成分名
—	—	—	—%	—%	グ際ラム位○バ○国	二五ラム位○バ○国	二五ラム位○バ○国	—	○・—%	○・—%	最大濃度
—	—	—	○・四%	ラ单五 ム位○バ○国 際	ラ单五 ム位○バ○国 際	ラ单五 ム位○バ○国 際	—	—	○・—%	○・—%	最小濃度
グ際一 ラ单位○ バ○国	○○・ —%	○・○—%	三 —%	—	—	—	—	—	○・—%	○○・ —%	最大濃度
ラ单一 ム位○ バ○国 際	○○・ ○—%	%○ —○—	○○・ —%	—	—	—	○○○○ —% —% —% —%	○○○○ —% —% —% —%	○・○—%	○○・ —%	最小濃度

別表第十四

11 塩酸ヒドロキソコバラミン及び酢酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

12 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一 日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

13 クエン酸カルシウム、グリセリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一 日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

14 クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第一鉄の一 日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。

15 工キスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

16 トチュウの使用部位は、葉である。